

## 障害者差別の解消に向けた条例の構成例

## 前文

論点：盛り込むべき要素、表現等（P 1～2）

## 1 総則

## 目的

論点：規定すべき要素、表現等（P 3）

## 定義

論点：定義すべき用語及びその内容（P 4）

## 基本理念

論点：規定すべき項目、表現等（P 5）

## 責務・役割

○ 県の責務 論点：規定すべき要素、表現等（P 6）

○ 県民及び事業者の役割 論点：規定すべき表現等（P 6）

## 差別の解消等に向けた財政上の措置

論点：差別の解消等に向けた財政上の措置を規定することについて（P 7）

## 2 障害を理由とする差別の禁止

## 不当な差別的取扱いの禁止

論点：「不当な差別的取扱い禁止」の対象を県民まで拡大するかどうか 等（P 8～10）

## 合理的配慮の提供義務

論点：「合理的配慮の提供義務」の対象を県民まで拡大するかどうか 等（P 11～12）

## 3 障害を理由とする差別を解消するための体制

## 相談体制

論点：相談体制における県と市町の役割分担の規定のあり方 等（P 13～14）

## 紛争解決のための体制

論点：障害者差別の禁止を担保する仕組みをどのように整備するか（P 15～17）

## 4 共生社会の実現に向けた施策の推進

論点：共生社会の実現に向けて条例に規定すべき施策の内容

山口県の独自性を打ち出すことのできる要素や表現 等（P 18）